

所得税等の確定申告のお知らせ

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
所得税等に関し、次の税制上の措置があります。

申告・納付等の期限延長	所得税等の軽減又は免除
<p>石川県・富山県に納税地を有する方は 確定申告・納付期限が 自動的に延長されています。 申告・納付などは、 被災の状況が落ち着いてから お手続きください。 ※延長期限は、決定次第お知らせします。</p>	<p>能登半島地震により、 住宅や家財などに損害を受けた場合 確定申告において 所得税等の軽減又は免除を 受けられる場合があります。 令和5年分又は令和6年分のいずれか の年分を選択して受けることができます。</p> <p>【ご用意いただく書類など】</p> <ol style="list-style-type: none">①被害を受けた 資産、取得時期、取得金額の分かるもの②被害を受けた 資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの③被害を受けたことにより受け取る 保険金等の金額が分かるもの④市町から交付された「り災証明書」⑤令和5年分の 所得金額や所得控除額の分かる書類 (源泉徴収票や社会保険料控除証明書等)
事業用資産の災害損失	
<p>能登半島地震により、 棚卸資産、事業用資産等に 損失が生じた場合 選択により、損失額を 令和5年分の事業所得の 必要経費に算入することができます。</p>	

※被災などにより書類などのご用意が難しい方は、税務署にご相談ください。

輪島税務署について

現在、輪島税務署の敷地内に**仮設プレハブ等**を設置し、申告書等の收受、納税証明書の発行、一般的な相談対応等を受け付けるための臨時窓口を開設しております。

なお、**奥能登行政センター1F（能登空港ターミナルビル）**に臨時の相談窓口を設けております（詳細については、国税庁ホームページにてお知らせしております。）。

電話によるご相談は、次の問合せ先でお受けしております。

被災の状況が落ち着いてから、お手続きに必要な書類等を準備の上、ご相談いただくとスムーズです。
大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ先：輪島税務署 (0768-22-2241)
：国税相談専用ダイヤル (0570-00-5901)

自動応答音声が出た後、「0」番を選択してください。

お手続きのサポートのご案内

- ◆ **国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)**
国税庁ホームページには、能登半島地震により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種リーフレット、各種手続きに使用する様式などを掲載しています。
また、能登半島地震の影響に伴う税務署の執務の状況をお知らせしています。

